

# 県民環境林の経営方針

平成25年1月

青 森 県

## 目 次

1	策定の主旨	1
2	森林整備の基本的な考え方	1
3	基本方針	1
4	具体的な取組方向	2
	（1）全ての県民が等しく恩恵を受ける森林の公益的機能の発揮	
	① 長伐期施業の導入	
	② 新たな分収方式の設定	
	（2）収益性に配慮した経営による財産の造成	
	① 利用間伐の推進	
	② 森林整備資金を確保する新たな仕組みの導入	
	③ 公募型プロポーザル方式の導入	
	（3）県民の理解と参画による適正な管理と整備の推進	
	① 森林環境教育のためのフィールド提供	
	② 企業の森づくりやボランティア団体等による森林整備の受入	
	③ 多面的な活動を通じた地域社会への貢献	
5	県民負担軽減のための取組	4
	（1）高性能林業機械の導入	
	（2）路網の整備	
	（3）分収割合の見直し同意の取得	
6	経営にあたっての留意点	6
	（1）県民に対する説明・PR	
	（2）県産材利用拡大の推進	
	（3）経営の検証と公開性の確保	
	（4）国に対する要請	
7	参考資料	7
	（1）県民環境林の市町村別面積	
	（2）県民環境林の所有形態別の面積・件数割合	
	（3）県民環境林の収支予測	
	（4）他県の抜本的経営改革の状況	
	（5）県移管に関する主な経緯	

## 1 策定の主旨

「県民環境林」は、社団法人青い森農林振興公社（以下「公社」という。）が昭和45年から民有地に造林した分収林を、平成25年4月から県がその地位を承継し管理・経営する森林のことで、面積は10,215ヘクタール、経営期間は平成68年までとなっています。

公社がこれまで整備してきた分収林は、森林資源の造成だけでなく森林の持つ公益的機能の発揮等に重要な役割を果たしてきた極めて重要な森林であり、今後、県民環境林を県民共通の「公共財」として、公益的機能をより一層発揮させるとともに、木材販売収益の向上等により県民負担を可能な限り軽減しながら、適切に管理・経営していくために経営方針を策定するものです。

## 2 森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、契約者との分収造林契約に基づき適正な森林施業を実施することにより、健全な森林資源の維持造成を推進します。

特に間伐については、路網の適正配置による生産性の向上や高性能林業機械の活用による低コストシステムの導入により、利用間伐を推進します。

## 3 基本方針

県民環境林は、次の3点を基本方針に掲げ、県民の負託に答えるよう努めます。

**全ての県民が等しく恩恵を受ける森林の公益的機能の発揮**

**収益性に配慮した経営による財産の造成**

**県民の理解と参画による適正な管理と整備の推進**

## 4 具体的な取組方向

3点の基本方針に基づき、次の取組方向を推進します。

### (1) 全ての県民が等しく恩恵を受ける森林の公益的機能の発揮

#### ① 長伐期施業の導入

契約者の要望に応じて契約期間を80～90年まで延長可能とし、長期間公益的機能を維持しながら、自然植生の誘導による複層林化や針広混交林化を進め、公益的機能の維持増進を図ります。

なお、契約延長する際は契約期間が満了する5年程度前に、森林の生育状況等を勘案し契約者と協議しながら進めるとともに、契約延長後の木材価格の上昇等、市況に変化があった場合は柔軟に対応し、契約期間の途中においても双方協議の上、伐採・分収が可能となるようにします。

#### ② 新たな分収方式の設定

「収益分収方式」により全ての立木を一斉に売り払い収益を分収する方式から、伐採後の土砂災害発生等の公益的機能の悪化を防ぐため、契約者の持分を立木で残す「立木分収方式」や契約者に県の持分を買い取ってもらい全ての立木を残す「立木買取方式」を新たに追加し、契約者がこの3種類の分収方式を選択することを可能とします。

分収方式の選択についても長伐期施業と同様に、契約期間が満了する5年程度前に契約者と協議しながら進めることとし、県としては、より環境負荷の少ない皆伐によらない施業を推進するため「立木買取方式」→「立木分収方式」→「収益分収方式」の優先順位で契約者と交渉します。

### (2) 収益性に配慮した経営による財産の造成

#### ① 利用間伐の推進

これまでの除伐や切捨間伐を中心とした森林整備から、森林資源の充実に伴い、間伐した木材を搬出して市場で販売する利用間伐にシフトし、契約者により多くの間伐収益を還元します。

なお、平成25年度から平成29年度までの5か年間については、年平均で約300ヘクタール程度の利用間伐を行うこととします。

## ② 森林整備資金を確保する新たな仕組みの導入

間伐した森林が吸収した二酸化炭素量を売買可能なクレジットとして認証・発行する「J-VER制度」や賛同企業が印刷物を発注する際、間伐を行うために不足する資金に相当する金額を上乗せした価格の用紙を使用してもらうことで、費用不足分を補い間伐を促進する「青い森の町内会」、森林に企業名やブランド名を付け対価を得る「ネーミングライツ」の導入などの取組を推進し、森林整備に要する資金の確保に努めます。

## ③ 公募型プロポーザル方式の導入

業務の効率化によるコスト削減や利用間伐の推進による収益の増加に配慮した経営が重要であることから、民間事業者から、利用間伐や路網整備等に関する技術提案を公募し、一定期間一括で委託する「公募型プロポーザル方式」の導入などにより、コスト意識の高い民間経営のノウハウを活用した管理・経営を推進します。

### ア 委託期間と委託区域

委託期間は原則5年間とし、県内を一括で委託します。

なお、初回5年間の実施状況を検証し、次回の委託方法を検討します。

### イ 委託内容と経費

委託する内容は森林整備の全部と管理業務の一部とし、必要経費の一部については、造林補助金の活用や間伐材の販売収入で賄います。

区 分	委 託 内 容
森 林 整 備	除伐、利用間伐、枝打ち、路網開設等
管 理 業 務	巡視、境界保全、支障木整理、道路補修等

### ウ 応募資格と選定方法

安全かつ効率的に経営するための高度な知識・技術を有する林業事業者等に委託します。なお、共同事業者（JV）による応募も可能とし、広く参入機会を創出し競争性を高めます。

事業者の選定にあたっては、透明性の確保に配慮し、利害関係のない第三者（外部委員）を含む委員会を設置し、一定の審査基準を設定して審査します。

### (3) 県民の理解と参画による適正な管理と整備の推進

#### ① 森林環境教育のためのフィールド提供

自然観察や体験などの森林環境教育を実践するためのフィールドとして提供します。

#### ② 企業の森づくりやボランティア団体等による森林整備の受入

企業や団体等が社会貢献活動の一環として行う森づくり活動のフィールドとして、受入体制を整備します。

#### ③ 多面的な活動を通じた地域社会への貢献

エコツアーなど観光関係とのタイアップや森林セラピーのフィールド提供など多面的な活用を進めるとともに、試験研究機関や林業普及事業と連携し、技術や事例に関する積極的な情報発信を行います。

## 5 県民負担軽減のための取組

県民環境林経営検討委員会報告書（以下「報告書」という。）の収支予測において、高性能林業機械の活用や、路網の整備、分収割合の見直しについての提言がなされ、これを実行し、木材価格が現状ベースで推移した場合、27億円の増収効果を生むとされており、県民負担を軽減するため、次の取組を進めます。

### (1) 高性能林業機械の導入

県民環境林の整備にあたっては、高性能林業機械を活用し、作業の低コスト化を図るとともに、これを効率的に活用できるよう、列状間伐等の低コスト作業システムの構築や集約化に取り組みます。

なお、生産性の向上による経費削減効果だけでなく、労働強度の軽減や安全作業の確保等、様々な効果があることから、森林組合や林業事業体に対して高性能林業機械を積極的に導入するよう指導していきます。

### (2) 路網の整備

現状の平均集材距離690mを、平均400m程度まで短縮することを目標に、路網整備に取り組みます。

なお、整備にあたっては費用対効果を十分に見極め、より負担の少ない事業の活用や国に対する制度要望、隣接する他の民有林も取り込んだ路線選定による相乗効果の発揮、林道・林業専用道・森林作業道の有機的連携等を図ります。

### (3) 分収割合の見直し同意の取得

県に移管して以降も同意が得られていない契約者に対しては、丁寧に説明の上、見直しに理解を求め、100パーセントの同意を得ることにより県民負担の軽減効果を最大とするよう努めます。

#### 〈参 考〉

平成25年4月の県への移管に際しての県民負担軽減の取組は次のとおりです。

#### 1 第三セクター等改革推進債の活用

報告書において、本県が活用した場合、約43億円もの極めて高い活用効果額が試算された「第三セクター等改革推進債」を財源として、平成25年4月の公社解散時に日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に対し損失補償を実行します。

#### 2 遅延損害金の圧縮

県と公庫が締結している損失補償契約に基づく損失の確定を、公庫と交渉の上2か月間短縮して平成25年4月の公社解散時とし、約0.34億円分の遅延損害金を圧縮します。

## 6 経営にあたっての留意点

今後の県民環境林の経営に当たり、特に次の4点に留意しながら進めます。

### (1) 県民に対する説明・PR

県民環境林の経営方針や森林整備の取組、収支状況、森林の持つ公益的機能の重要性等について、契約者に対する説明会や出前講座において県民に対して直接説明を行うほか、県ホームページへの掲載や契約者に対するダイレクトメールの送付等、様々な機会を捉え県民視点で分かりやすく丁寧に説明し、県民理解の促進に努めます。

### (2) 県産材利用拡大の推進

国内外の木材動向に注視しながら経営にあたるとともに、木材価格の上昇に向けて、県産材利用に係る人材育成や普及啓発、公共建築物等における総合的な県産材利用拡大対策のほか大型木材加工施設の立地を、市町村や業界・団体、消費者と一体となって取り組みます。

### (3) 経営の検証と公開性の確保

平成68年度まで超長期の経営が今後も続くことから、社会経済状況の変化に対応して、5年程度のサイクルで参考資料(3)の収支予測を踏まえ、将来収支を試算・再検証するなど、計画等の見直しを適宜行うこととします。

また、事業計画や実績、収支状況等についてホームページ等の媒体を活用して公開することとし、県民の意見や理解を得ながら経営を進めていきます。

### (4) 国に対する要請

国の施策に基づいて分収造林事業を推進してきた経緯や、今後とも管理・経営にあたっては県民負担を伴うことから、造林補助金を公社と同様の高率補助事業の対象とすることや、補助対象林齢を拡充すること等について、国等に対する支援を要請していくとともに、分収林を移管した県など、同様の課題を共有する県と連携しながら進めていくこととします。

## 7 参考資料

### (1) 県民環境林の市町村別面積

市町村名	契約面積(ha)	うち市町村有林(ha)	うち財産区有林(ha)
平内町	1,250		
階上町	1,135		
むつ市	883	172	
鱒ヶ沢町	820		307
十和田市	779		21
弘前市	526		
田子町	509	45	
東通村	488		50
八戸市	459		
南部町	412		
三戸町	391		43
七戸町	377		
青森市	337		221
五戸町	324		
深浦町	287		
新郷村	219		8
五所川原市	211		127
東北町	170	16	
大鱒町	168		114
黒石市	83		15
風間浦村	81		55
平川市	63		45
野辺地町	37	11	
今別町	35	22	
六ヶ所村	31	2	
西目屋村	29		
佐井村	23		
大間町	23		
横浜町	20		
外ヶ浜町	11	5	
中泊町	9		
六戸町	9		
蓬田村	8		
つがる市	8		
合計	10,215	274	1,007

(2) 県民環境林の所有形態別の面積・件数割合

所有形態	契約面積 (ha)	比率	契約件数 (件)	比率
個人	4,809	47%	997	76%
共有	1,258	12%	126	10%
森林組合	198	2%	13	1%
生産森林組合	698	7%	21	2%
社寺	321	3%	9	1%
法人・その他	834	8%	42	3%
農協・漁協	816	8%	22	2%
市町村	274	3%	24	2%
財産区	1,007	10%	56	4%
計	10,215	100%	1,310	100%

※ 資料(1)、(2)の数値は、平成25年1月現在の数値である。

### (3) 県民環境林の収支予測

分収割合の見直しによる県民負担軽減策や路網整備による集材距離の短縮、高性能林業機械の導入による作業の低コスト化等を実行し、木材価格が現状のまま推移とした場合、純収益は39.2億円となり、先の公社資産評価時の純収益12.2億円に比べると27億円の増収効果を生むこととなる。

また、仮に木材価格が10%上昇した場合の純収益は62.9億円、20%の場合は87.4億円、50%の場合は161.2億円となり、公社資産評価時の純収益に比べると各々50.7億円、75.2億円、149億円の効果が得られると予測される。

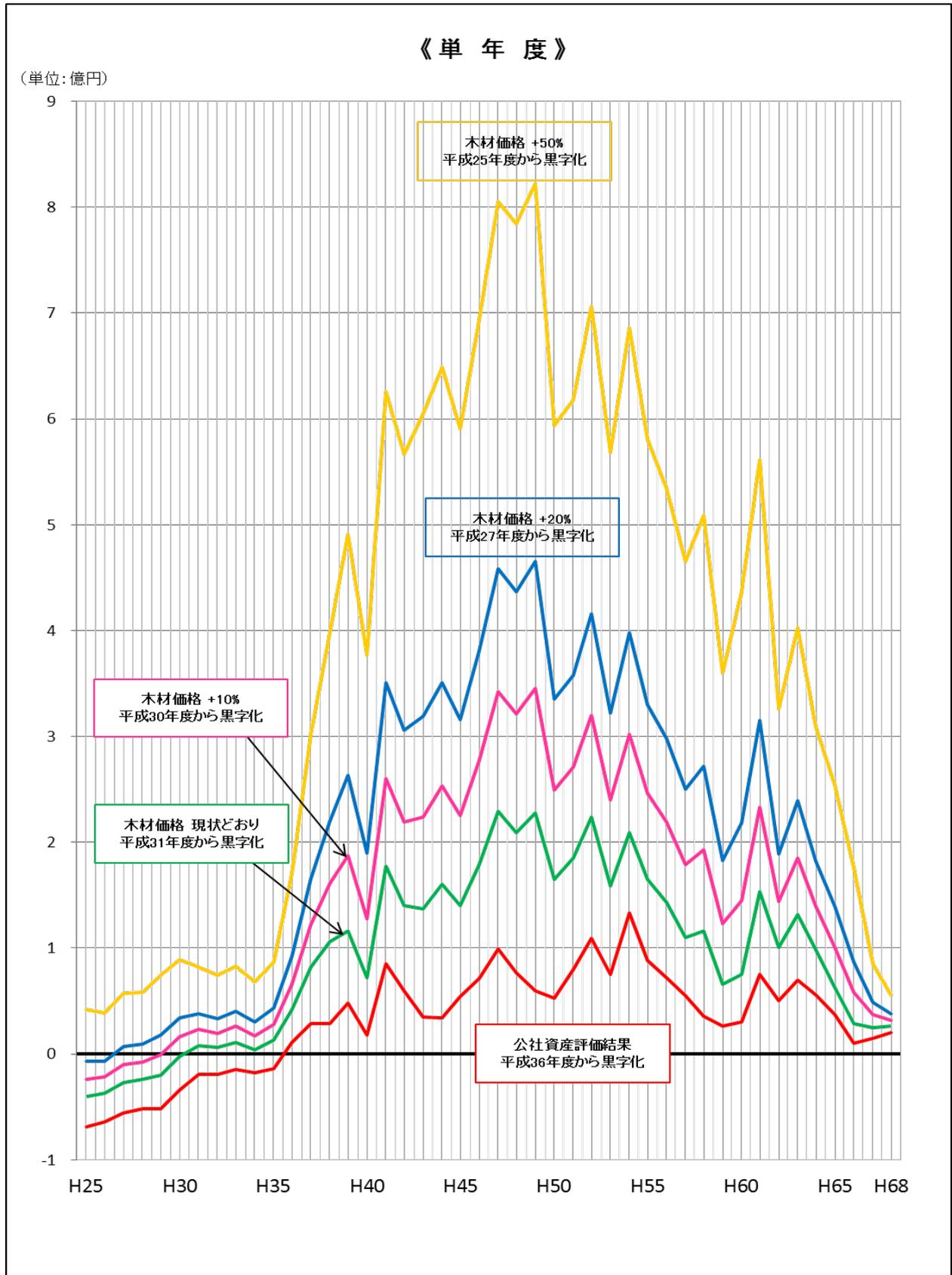
なお、現在の公社債務約360億円の全てが償還可能となるのは、スギの価格が約8,700円から131%上昇した場合、額にして11,400円上昇し、約20,100円になった場合である。

単位：億円

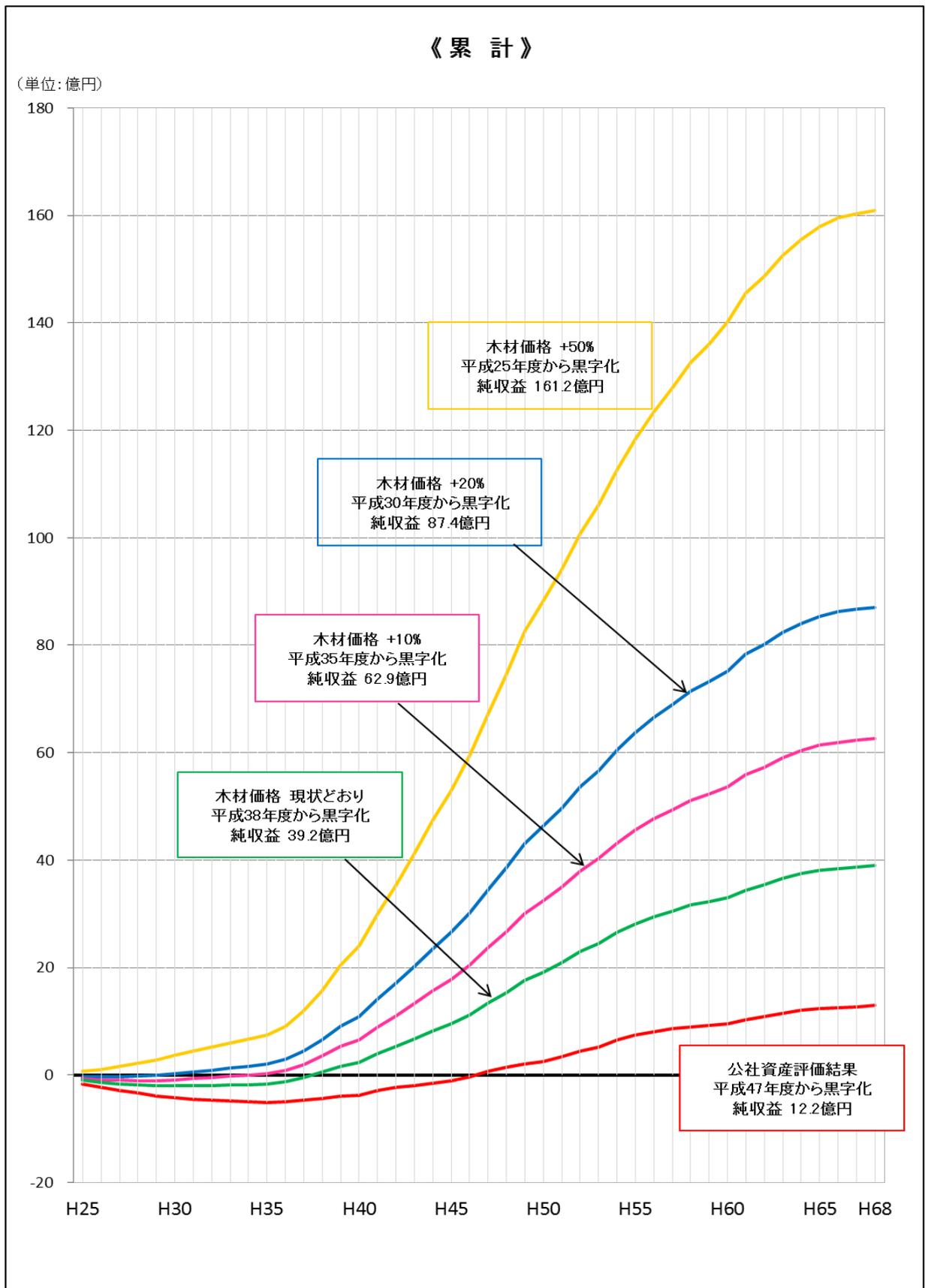
内 容	収 支 予 測				
	パターン1 (-10%)	パターン2 (資産評価時)	パターン3 (+10%)	パターン4 (+20%)	パターン5 (+50%)
《公社試算値》 ・高性能林業機械未導入 ・平均集材距離 690m (現状値) ・分収割合 6:4	-	12.2	-	-	-
《目標値》 ・高性能林業機械導入 ・平均集材距離 400m ・分収割合 7:3(8:2)に 100%の同意	18.7	39.2	62.9	87.4	161.2
	+6.5	+27.0	+50.7	+75.2	+149.0
《参考》 各パターンにおける スギ木材価格	7,800 円/m <sup>3</sup>	8,722 円/m <sup>3</sup> (直近5か年平均)	9,600 円/m <sup>3</sup>	10,500 円/m <sup>3</sup> (H16~17年価格)	13,100 円/m <sup>3</sup> (H13~14年価格)

※ 県民環境林経営検討委員会報告書（平成24年11月）より抜粋

〈附表：単年度の純収益の推移〉



〈附表：累計の純収益の推移〉



(4) 他県の抜本的経営改革の状況

都道府県名	処理年度	処理方法	三セク債の活用	処理後の取扱
①岩手県	H19	免責的債務引受け	—	県営林化
②大分県	H19	免責的債務引受け	—	県営林化
③滋賀県	H19	免責的債務引受け	—	公社存続
④神奈川県	H22	清算計画	85億円	県営林化
⑤茨城県	H23	免責的債務引受け	未活用	県営林化
⑥群馬県	H23 (H26.3月解散)	民事再生	52億円	契約解除
⑦青森県	H24 (H25.4月解散)	民事再生	130億円	県営林化
⑧広島県	H25 (予定)	(未定)	活用予定	県営林化
⑨愛知県	H25 (予定)	(未定)	活用予定	県営林化
⑩山梨県	H28 (予定)	(未定)	未定	県営林化

※ 平成25年1月現在

(5) 県移管に関する主な経緯

時 期		内 容
22年度	10月	・ 「社団法人青い森農林振興公社経営検討委員会」から抜本的な公社の経営改革について提言
	12月	・ 「社団法人青い森農林振興公社経営検討委員会」から分収割合の見直しについて提言
		・ 分収造林事業を県が引き継ぐことなどを内容とする「公社の経営改革の方向」を決定し、県民に公表
23年度	4月～	・ 分収割合の見直しの同意取得や債務処理などの県への移管手続を開始
24年度	8月	・ 公社が青森地方裁判所に民事再生手続を申立て
	11月	・ 「県民環境林経営検討委員会」から県民環境林の経営方向や県民負担の軽減等について提言
	12月	・ 第272回定例会において県貸付金の請求権の一部を放棄する議案を議決
		・ 県と県議会において、農林水産省と県選出国會議員に対して、要望活動を実施（造林補助制度に対する要望）
	1月	・ 県民環境林の経営方針を策定
		・ 県において、林野庁に対して、要望活動を実施（造林補助制度に対する要望）
2月	・ 第273回定例会において県民環境林の管理・経営経費や公庫に対する損失補償に要する予算案を上程	
25年度	4月	・ 分収林を県に移管し、県民環境林として県が経営・管理 ・ 公庫に対する損失補償の実行